

第8回 甲状腺検査評価部会における提案事項等について

平成30年1月26日

1 地域別割合の解析等について

- ・ 地域別の受診率、年齢、細胞診実施状況などの様々な要因を調整した解析（部会員よりアイデアがあれば提供していただく。）

2 甲状腺がんの症例の把握・評価方法等について

- ・ 福島県立医科大学における「『県民健康調査 甲状腺検査』集計外の甲状腺がんに関する学内の調査」についての報告
- ・ がん登録事業データを活用する場合にどのようなことが可能で、どのような課題があるかの整理
- ・ 県民健康調査甲状腺検査とは別に県内市町村で実施している甲状腺検査の状況についての情報
- ・ 放射線起因性の疫学的、病理学的な考え方の資料を提示

3 その他

- ・ 県民健康調査甲状腺検査の目的において、「甲状腺にかかる健康影響を最小限にすること」と「放射線と甲状腺がんとの関連を正しく評価すること」を明記することについて

甲状腺検査に関する目的について

平成 30 年 1 月 26 日
福島県県民健康調査課

1 評価部会における御意見内容

- ・ 県民健康調査甲状腺検査の目的において、「甲状腺にかかる健康影響を最小限にすること」と「放射線と甲状腺がんとの関連を正しく評価すること」を明確に記載するべきである。

2 甲状腺検査【本格検査（検査 2 回目）】結果概要に記載している目的内容

子どもたちの健康を長期に見守るために、現時点での甲状腺の状態を把握するための先行検査に引き続き、甲状腺の状態を継続して確認するための本格検査（検査 2 回目）を実施した。

3 設置要綱等より

(1) 「県民健康調査」検討委員会設置要綱における目的

第 1 条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、福島県が実施する「県民健康調査（以下、「調査」という。）」に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(2) 甲状腺検査評価部会設置要綱における目的

第 1 条 「県民健康管理調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第 5 条の規定に基づき、「県民健康管理調査」甲状腺検査について、病理、臨床、疫学等の観点から専門的知見を背景とした議論を深め、適切な評価を行っていくため、「甲状腺検査評価部会」（以下「部会」という。）を設置する。

第 2 条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 甲状腺検査結果の検証・評価に関すること。
- (2) 甲状腺検査の実施に必要な事項に関すること。
- (3) その他、検討委員会が指示した事項に関すること。

(3) 中間取りまとめにおける目的（平成 28 年 3 月）

2. 県民健康調査の目的について

～省略～

この記述から、本調査は 2 つの目的を内包していることが分かる。すなわち第 1 に、事故による被ばく線量の評価を行うとともに被ばくによる健康への影響について考察すること。第 2 には、被ばくによるものであると避難等によるものとを問わず、事故の影響が県民の健康に及ぶ事態を想定してその予防や治療に寄与することである。